

住居確保給付金 (転居費用補助)のしおり

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方へ
～ 住居確保給付金(転居費用補助)のご案内 ～

住居確保給付金(転居費用補助)とは

同じ世帯に属する方の死亡、または本人若しくは同じ世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の給付金を支給することで、家計の改善に向けた支援を行います。

転居費用補助の支給要件

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同じ世帯に属する方の死亡、または申請者若しくは申請者と同じ世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること(収入には、就労等収入や公的給付(雇用保険の失業等給付、公的年金等)、親族等からの継続的な仕送りを含みます)

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額(上限)
1人	81,000 円	43,000 円	124,000 円
2人	123,000 円	52,000 円	175,000 円
3人	157,000 円	56,000 円	213,000 円
4人	194,000 円		250,000 円
5人	232,000 円		288,000 円
6人	269,000 円	60,000 円	329,000 円
7人以上	306,000 円	67,000 円	373,000 円

- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の所有する金融資産(※)の合計額が基準額×6(ただし、100 万円を超えないものとする)以下であること

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産	486,000 円	738,000 円	942,000 円	1,000,000 円

※ 金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいいます。生命保険、個人

年金保険等は含みません。負債がある場合も、金融資産と相殺はしません。

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次の(ア)または(イ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- (ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること(申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が減少する場合を含む)
- (イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること(申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が増加する場合を含む)
- ⑦ 地方自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同じ世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

転居費用補助の対象経費

1 対象経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニング等の原状回復費 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・ 鍵交換費用	・ 敷金(※) ・ 契約時に払う家賃(前家賃) ・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

※ 敷金については、本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

2 支給額

実際に転居に要する経費のうち、1の支給対象となる経費。ただし、転居先の住居が

所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額の3倍(これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額)を上限とする。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5～6人	7人以上
上限額(※)	168,000円	180,000円	195,000円	207,000円	219,000円	231,000円

※ 春日部市内に転居する場合の上限額

3 支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の(1)または(2)のとおりとする。

(1) 転居先の住宅に係る初期費用

原則として、春日部市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

(2) (1)以外の経費

状況に応じて、春日部市から業者等の口座へ直接振り込むか、申請者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

転居費用補助の申請をするために必要なもの

☐ 住居確保給付金支給申請書(則様式第1号の2(様式1-1))

☐ 本人確認書類(次のいずれかの写し)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)(※)、一般旅券(パスポート)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等

※ 個人番号カードの場合、個人番号(マイナンバー)が記載されている裏面のコピーは不要です。

☐ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

☐ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同じ世帯に属する方が死亡、または申請者若しくは申請者と同じ世帯に属する方が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

☐ 収入関係書類

申請者及び申請者と同じ世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

給与明細書等、預貯金通帳の収入の振込記帳ページ(オンラインで確認できる取引明細・スマートフォンの画面の写し等)、公的給付等の支給額がわかる書類(雇用保険の失業等給付を受けている場合は雇用保険受給資格証明書、年金等を受給している

場合は支給額がわかる支給通知書等)、自営業者については「住居確保給付金に係る収支状況表(個人事業者用)(参考様式9)」等

□ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の申請日時点の金融機関の通帳等の写し(オンラインで確認できる取引明細・スマートフォンの画面の写し等)、残高証明書等

□ 住居確保給付金要転居証明書(様式10)

家計改善事業または自立相談支援事業における家計に関する相談支援により、家計改善のため転居の必要性等が認められた申請者に交付

□ (持家の場合のみ)居住維持費用関係書類

申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 面接相談等

- ・生活困窮者相談支援窓口は、転居費用補助を希望される方に、支給の趣旨や内容、申請の流れなどをご説明します。あわせて、申請に必要な申請書や添付書類の用紙もお渡しします。添付書類には、不動産仲介業者等が記載する「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)」も含まれますので、準備に時間がかかることがあります。

◆ 家計改善支援事業による支援

- ・生活困窮者相談支援窓口は、申請者の同意を得たうえで家計改善支援事業による支援を実施し、次の①及び②の支給要件が認められるかを確認します。

① 家計の改善のために次の(ア)または(イ)のいずれかの事由により転居が必要であること。

(ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること(申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が減少する場合を含む)。

(イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること(申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が増加する場合を含む)。

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること。

- ・ 転居が必要と認められた申請者に対し、「住居確保給付金要転居証明書(様式10)」を交付するとともに、家計の状況を踏まえ転居後の住居の家賃額として適切な額を示します。

◆ 支給申請の受付

- ・ 申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則様式第1号の2(様式1-1))」に必要書類を添えて、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。
- ・ 生活困窮者相談支援窓口は、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」について説明し、申請者が、誓約事項及び同意事項について承諾をしたうえで申請を受けます。
- ・ 転居費用補助は敷金・前家賃等は対象外です。上限を超える費用や、実際の費用が支給額を下回った場合の差額は、自己負担または返還となります。書類に不足がある場合は、別途提出をお願いします。

◆ 転居先の住居確保及び不動産仲介業者等との調整

- ・ 申請者は、家計改善支援事業で示された家賃額を目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、転居先の住居を探し、転居費用補助の支給決定等を条件に住居を確保します。
- ・ 生活困窮者相談支援窓口は、必要に応じて、不動産仲介業者や居住支援法人等の情報を提供する等、転居先の住居確保のための支援を行います。
- ・ 申請者は、入居希望の住居が確定した場合、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)」の必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を記載してもらい、交付を受けてください。
- ・ 申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)」を生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。また、初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類をご提出をお願いします。

◆ 審査

- ・ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-2)」及び「住居確保報告書(様式5)」が交付されます。また、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3-2)」が交付されます。
- ・ 転居費用補助の支給が認められないと判断された申請者には、「住居確保給付金不支給通知書(様式4)」が交付されます。

◆ 支給決定等

- ・ 転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担になります。また、転居に要する費用の実際の

支出額が支給額を下回った場合には、差額を返還していただきます。

- ・ 住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書(様式5)」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。この際、初期費用の他に転居を要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類(領収証等)の添付をお願いします。

転居費用補助の再支給について

転居費用補助の受給後に、受給者と同じ世帯に属する方の死亡、または申請者若しくは受給者と同じ世帯に属する方の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する方については、再支給を受けることができます。

再支給を申請する際に、すべての条件に該当することを「確認書」で誓約していただきます。

転居費用補助を返還していただく場合があります

◆ 不適正受給者への対応

- ・ 転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給された給付の全額または一部について受給者または受給者であった方から徴収することができます。
- ・ 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行います。

◆ 不適正受給防止のための取組

- ・ 支給申請を受け付ける際に、本人確認書類の写しをご提出いただく必要があります。
- ・ 受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給等の不適正受給を防止します。
- ・ 原則として転居後に住民票の写しのご提出をお願いします。
- ・ 必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問して、転居の事実や居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請等の不適正受給を防止します。

- ・ 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有します。
- ・ 転居費用補助を受給者の口座等へ支給している場合は、必要に応じて利用明細の写し等により受給者へ支給した転居費用補助が家財の運搬費用や初期費用等の支払いに充てられていることを確認します。

＊ ＊ お問い合わせ ＊ ＊

春日部市役所 生活支援課

生活困窮者相談支援窓口

☎ 電話：048-736-2070